

四日市市上下水道局告示第17号

四日市市上下水道局水道事業出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定について（平成2年四日市市水道局告示第5号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

改正後	改正前
<p>四日市市水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定について（昭和51年四日市市水道局告示第4号）の全部を改正する。</p> <p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2の規定による出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、次のとおりとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 収納取扱金融機関</p> <p>株式会社百五銀行 株式会社三菱UFJ銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社りそな銀行 株式会社大垣共立銀行 三井住友信託銀行株式会社 株式会社愛知銀行 株式会社中京銀行 株式会社第三銀行 北伊勢上野信用金庫 桑名三重信用金庫 三重北農業協同組合 東海労働金庫</p>	<p>四日市市水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定について（昭和51年四日市市水道局告示第4号）の全部を改正する。</p> <p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2の規定による出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、次のとおりとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 収納取扱金融機関</p> <p>株式会社百五銀行 株式会社三菱UFJ銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社りそな銀行 株式会社大垣共立銀行 三井住友信託銀行株式会社 株式会社愛知銀行 株式会社中京銀行 株式会社第三銀行 北伊勢上野信用金庫 桑名三重信用金庫 三重北農業協同組合 東海労働金庫</p>

鈴鹿農業協同組合
三重県信用漁業協同組合連合会
株式会社十六銀行
イオ信用組合
株式会社ゆうちょ銀行
株式会社滋賀銀行

鈴鹿農業協同組合
三重県信用漁業協同組合連合会
株式会社商工組合中央金庫
株式会社十六銀行
イオ信用組合
株式会社ゆうちょ銀行
株式会社滋賀銀行

(上下水道局管理部経営企画課)